

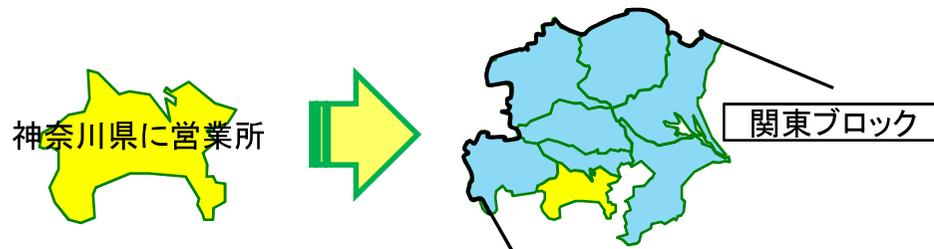
- 訪日外国人旅行者の移動ニーズへの対応と車いす等利用者のリフト付きバスの利用の確保を行うため、安全に対する取組状況が優良な事業者が、通常の営業区域よりも広域的に貸切バスを提供できる特例措置を講じている。
- 今後も訪日外国人旅行者の移動ニーズへの対応と車いす等利用者のリフト付きバスの利用の確保を行うため、本制度を活用している貸切バス事業者において安全確保策が継続して講じられていることに鑑み、本特例措置を1年間延長する。

制度概要

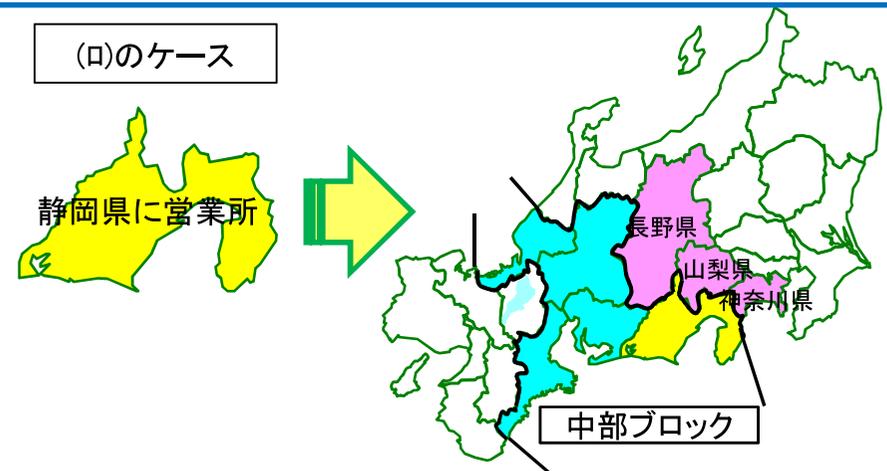
- (1) 対象事業者 → 日本バス協会が実施する**貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)**を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- (2) 営業区域 → (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。
- (3) 対象旅客 → ① 訪日外国人旅行者
② 車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体
- (4) 認可期限 → 令和5年3月末まで



(イ)のケース



(ロ)のケース



(制度の概要)

(1) 対象事業者

日本バス協会が実施する※貸切バス事業者安全性評価認定(日バス Safety)を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者

(2) 営業区域

(イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。

北海道運輸局 北海道
東北運輸局 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
関東運輸局 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北陸信越運輸局 新潟、富山、長野、石川
中部運輸局 静岡、三重、福井、愛知、岐阜
近畿運輸局 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、※兵庫
中国運輸局 広島、鳥取、島根、岡山、山口
四国運輸局 香川、愛媛、徳島、高知
九州運輸局 福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 沖縄

※当該特例措置において、兵庫県は近畿運輸局管轄に含める。

(ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。

(別記一隣接する県の補足)

- ① 陸地で接する府県。
- ② 架橋により接する県(兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県)
- ③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

(3) 対象旅客

- ① 訪日外国人旅行者
- ② 車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体

(4) 認可期限 令和5年3月末まで

【参考】

>>貸切バス事業者安全性評価認定(日バス Safety)を受けた事業者の一覧は、
国土交通省ホームページにてご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000043.html

>> 参照)国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000069.html